

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月27日

川辺町長 木下 宙

[illegible]